

平成20年(行コ)第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

控訴人 宮部 慎太郎

被控訴人 鳥 取 県

上 申 書

平成20年11月10日

広島高等裁判所 松江支部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 寺 垣 琢 生



同 本 田 幸 則



1 頭書事件について、控訴人請求の情報の一部を任意開示することで解決する案をご呈示いただきましたが、以下の理由により任意開示はしないことといたしました。

2 鳥取県情報公開条例10条1項は、「・・・非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に分割でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、・・・開示しなければならない」とし、2項で個人情報に係る部分開示の場合について1項を「適用する」としている。

そして、「当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるとき」とは、不開示情報を除いた残部が、開示請求者の求めるないように照らし意味を持つ場合をいうと解する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律6条も、行政文書について部分

開示を原則として認めながら、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」とし、鳥取県情報公開条例10条と同様の規定が置かれているが、右文言の解釈については、不開示情報を除いた残部が、それ自体としては無意味な文字・数字のみとなる場合等をいうものと解されている（宇賀克也著「情報公開法の逐条解説」）。

これを、控訴人が開示を求めている甲3「研修実績報告書」について検討すると、役職及び合否の部分については、非開示情報にはあたらず、かつ、容易に分割できる部分にはあたる。しかし、同書面下部の注2及び3にも記載のとおり役職欄に記載されているのは、「1」及び「2」という数字であり、合否欄は「○」及び「×」が記載されているだけである。これらの情報は、それ自体としては、無意味な文字・数字であることは明らかであり、情報開示される場合にあたらない。

よって、被控訴人は任意の開示を見送る次第である。

以 上